

令和2年

年末の交通事故防止県民運動

運動の目的

年末は、日没時間が年間を通じて最も早く、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故の多発が懸念されるほか、忘年会など飲酒する機会が増え、飲酒運転による事故の発生も危惧される。このため、県民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図る。

期間

12月1日(火)～12月15日(火)

スローガン

一杯の お酒で狂う 目と心

運動の重点

- (1) 子供と高齢者の交通事故防止(特に横断歩行者の保護)
- (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- (3) 飲酒運転の根絶



令和元年度 交通安全ポスター作品コンクール
優秀賞(茨城県教育委員会教育長賞)
茨城県立土浦第二高等学校(当時)一年
以後崎 智太 さんの作品

主 唱 茨城県交通対策協議会

子供と高齢者の交通事故防止 (特に横断歩行者の保護)

令和元年中、茨城県内で発生した交通死亡事故の中で、歩行中に亡くなった方は31人で、全死者数107人の約3分の1を占めています。

歩行中に亡くなった方のうち、道路横断中の交通事故死者は20人で6割以上を占めています。横断中の歩行者には十分な注意が必要です。横断歩行者の保護はドライバーの義務です。横断歩行者の通行を妨げてはいけません。

◎横断歩道は歩行者優先です。歩行者がいる場合は停止しなければなりません。

◎子供や高齢者のそばを通る場合は、急な横断等に備え、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を心がけましょう。

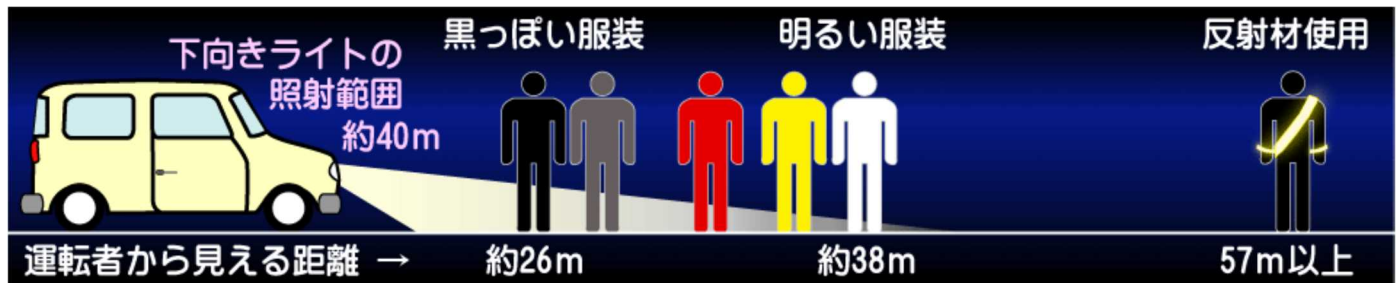
◎歩行者の方は、道路を横断する時は、必ず止まって安全を確認し、無理な横断はやめましょう。

夕暮れ時と夜間の交通事故防止

日没時間が早まる9月以降、交通事故死者数は増加しています。

◎ドライバーの方は、夕暮れ時には早めにライトをつけ、対向車・先行車がない時は上向きライトで走行し、歩行者等を早く発見できるように努めましょう。

◎夕方以降に自転車や徒歩で外出する時は、明るい服装と反射材を身につけ、自分の存在を知らせる工夫をしましょう。



飲酒運転の根絶

令和元年中、茨城県内で発生した飲酒運転による死者数は7人で、いまだ飲酒運転の根絶には至っていません。

◎飲酒運転を行ったドライバーはもちろん、飲酒運転者への車両の提供者、酒類の提供者、車両の同乗者に対しても厳しい罰則が定められています。

◎飲酒運転は、何の落ち度もない他人の命を脅かす極めて悪質・危険な犯罪です。

◎生活破綻や家庭崩壊等につながることを認識し、飲酒運転は絶対にやめましょう。

●飲酒運転根絶のための県下一斉広報日：12月4日(金)、11日(金)